



平成 25 年 3 月 28 日

各 位

会社名 南海電気鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 亘 信二
(コード番号 9044 東証・大証・名証第 1 部)
問合せ先 総務部長 澤 野 博 之
(T E L 06-6644-7124)

当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の改定について

当社は、本日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。)に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ(2))として、平成 25 年 6 月下旬開催予定の第 96 期事業年度に係る当社定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)における株主の皆さまのご承認を条件に、当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)(以下、本定時株主総会における承認に基づく改定前のプランを「旧プラン」といい、改定後のプランを「本プラン」といいます。)の内容を改定したうえ、更新することについて決定いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

なお、当社は、平成 23 年 6 月 24 日開催の当社定時株主総会において、株主の皆さまのご承認を得て、旧プランへの更新を行っておりますが、本定時株主総会終結の時をもって旧プランの有効期間が満了することから、旧プランの更新について検討をいたしました結果、旧プランへの更新後の実務の動向等を踏まえ、本日、旧プランの内容を改定したうえ、更新することを決定したものであります。

旧プランの更新に際しての改定の主な内容は、(i)意向表明書(下記三 2.(2)「本プランの発動に係る手続」(b)に定義されます。)の内容の見直しを行ったこと、(ii)本必要情報(下記三 2.(2)「本プランの発動に係る手続」(c)に定義されます。)の見直しを行ったこと、(iii)株主意思確認総会(下記三 2.(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に定義されます。)の招集等の要件について見直しを行ったこと等であります。

一 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社が企業価値を確保・向上させるためには、沿線住民を核とする顧客及び地域社会との良好な信頼関係を維持・強化していくことが必要であり、また、鉄道事業者としての最大の使命である安全輸送を確保することが何よりも重要であります。当社株式の大量買付を行う者が、当社グループの財務及び事業の内容を理解するのはもちろんのこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解したうえで、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

二 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 当社の企業価値の源泉について

明治 18 年 12 月、当社の前身である阪堺鉄道株式会社がわが国最初の純民間資本による鉄道会社として、難波・大和川間における鉄道事業を開始したのが当社の創業です。創業以来、当社グループは、鉄道事業をはじめとする交通輸送サービスを基軸に、不動産、流通、レジャー等、沿線を中心として人々の生活に密着した事業を幅広く展開してまいりました。

現在、当社では、「南海は英知と活力で未来をひらきます」をスローガンに、「社会への貢献」、「お客さま第一」、「未来への挑戦」、「活力ある職場」を企業理念として掲げております。グループ内各事業を相互に有機的に組み合わせることにより、社会の信頼に応え、その発展に貢献することを通じて、沿線価値の向上と企業価値の増大をはかることを経営の基本方針としております。

この経営の基本方針に基づき、当社グループが企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくにあたっては、沿線住民を核とする顧客及び地域社会に支持され、より高いクオリティを持つ企業グループとして常に変革していくことが求められます。そのためには、顧客をはじめ、取引先、従業員、行政機関等の関係当事者との連携、協力を密に行い、良好な信頼関係を維持・強化していくことが必要となります。また、社会に不可欠なインフラの一部を構成し、人命を預かる鉄道事業者に求められる使命を全うするために、中長期的な視点から安全対策等の設備投資や従業員教育を行うことも重要となります。

これらが適切に確保されることによって、当社グループ全体への信頼、ひいては「南海ブランド」が醸成され、当社の企業価値向上と株主共同の利益に資するものと考えております。

(2) 企業価値向上のための取組み

当社グループをとりまく経営環境は、少子高齢化の進展による生産年齢人口の減少や、料金値上げを含めた電力需給問題の長期化、梅田・天王寺地区での大規模開発に伴うエリア間競争の激化等により、今後一層厳しさを増すものと考えられます。このような環境の中、持続的な当社グループの存立・発展を遂げるためには、新たな収益基盤を確立することが不可欠であります。

このような現状認識のもと、当社グループでは、平成 23 年度から 26 年度までの 4 か年を対象期間とする中期経営計画「凜進 130 計画」を策定し、推進しております。この「凜進 130 計画」におきましては、対象とする 4 年間で「事業の『効率性追求』と『拡大と成長』により、事業構造の変革を成し遂げる 4 か年」として位置付け、以下に掲げる基本方針の下、各事業分野においてさまざまな企業価値の向上策に取り組んでおります。

① 観光・インバウンドビジネスの推進

豊富な観光資源を活かし、沿線外からのお客さまを獲得するとともに、インバウンド分野での積極的な連携強化と、新たな事業スキームの確立、将来的なビジネス・居住への拡大を進め、リーディングカンパニーをめざす。

② 不動産・流通事業の拡大

当社グループの事業構造の変革を企図して、運輸事業と並ぶ柱とすべく、首都圏などエリアの拡張とM&A・アライアンスの積極的な活用により、事業の拡大と成長に取り組む。

③ 新たな事業領域への進出

現行事業の周辺事業、新たな潮流を捉えた新規事業や公共関連ビジネスの積極的な展開をはかり、グループ内コンテンツの充実をはかる。

④ なんばのまちづくり推進

なんばにおけるリーディングカンパニーとして、行政・事業者・住民と連携をはかり、事業集積を促進するとともに、ハード・ソフト両面で特徴あるまちづくりを行う。

⑤ グループ経営基盤の強化

成長戦略の実現に貢献できる人材の創出・活用をはかるとともに、債務とキャッシュフローのバランス改善と収益拡大を両立させることにより、財務体質の改善をはかる。

また、経営資源配分の最適化、グループ各事業の連携強化及び間接部門業務の標準化・効率化により、グループ利益の最大化を実現する。

(3) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、取締役13名中3名の社外取締役（当該3名については、東京・大阪・名古屋の各証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各証券取引所に届け出ております。）を、監査役5名中3名の社外監査役（うち2名については、東京・大阪・名古屋の各証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各証券取引所に届け出ております。）をそれぞれ選任し、取締役会における経営の効率性と透明性の向上を確保しております。また、取締役会の監督機能の強化及び機動的な業務執行体制の確立を目的として、執行役員制度を導入するなど、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

当社は、以上のような諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上をはかっていく所存であります。

三 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記一に記載した基本方針に沿ったものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務及び事

業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するためには、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆さまに代替案を提案したり、あるいは株主の皆さまがかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆さまのために交渉を行うこと等を可能とする枠組みが必要不可欠であります。

そこで、当社取締役会は、本定時株主総会において株主の皆さまにご承認いただけることを条件に、旧プランの内容を改定したうえ、更新することを決定いたしました。

なお、平成 24 年 9 月 30 日現在における当社の大株主の状況は、別添「当社の大株主の状況」のとおりです。本日現在、当社に対し、当社の賛同を得ない当社株式の大量買付行為に関する提案はなされておられません。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 目的

本プランは、当社株式の大量買付が行われる場合に、株主の皆さまが適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

(b) 手続の設定

本プランは、当社株券等の 20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求めるなど、上記(a)の目的を実現するために必要な手続を定めています。なお、買収者等は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会又は株主総会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとされています（詳細については下記(2)「本プランの発動に係る手続」をご参照下さい。）。

(c) 新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

買収者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の買収を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等には、当社は、買収者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除くすべての株主に対して新株予約権無償割

当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主の皆さまに当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大約 50%まで希釈化される可能性があります。

(d) 本プランの合理性を高める仕組みの設定

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、原則として、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆さまの意思を確認することを予定しています。当社取締役会は、これらの過程において、外部の専門家に対し、買収行為に対する対応の方法等について助言を求めることとしています。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆さまの意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、株主の皆さまへの情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①又は②に該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案¹を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、あらかじめ本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行い、又は、株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に係る議案が否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとし、

① 当社が発行者である株券等²について、保有者³の株券等保有割合⁴が 20%以上となる買付その他の取得

② 当社が発行者である株券等⁵について、公開買付け⁶を行う者の株券等所有割合⁷

¹ 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。

² 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

³ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

⁴ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます。本書において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。

⁶ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。本書において同じとします。

⁷ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。本書において同じとします。

及びその特別関係者⁸の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手續を遵守する旨の法的拘束力のある誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、条件又は留保等は付されてはならないものとし、）及び当該署名又は記名捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらを併せて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から 10 営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を提出していただきます。

当社取締役会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定め、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会に追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者⁹、特別関係者、買付者等を被支配法人¹⁰とする者の特別関係者を含みます。）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）¹¹
- ② 買付等の目的、方法及び具体的内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
- ③ 買付等の価額及びその算定根拠

⁸ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。本書において同じとします。

⁹ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

¹⁰ 金融商品取引法施行令第 9 条第 5 項に定義されます。

¹¹ 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

- ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意及び買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
- ⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑦ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者に対する対応方針
- ⑧ 買付者等と当社の他の株主との間に利益相反を生じる可能性のある場合における当該利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑩ その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認める場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、本新株予約権の無償割当てを実施します。

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉

① 当社取締役会による検討等

当社取締役会は、買付者等から買付説明書及び当社取締役会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、適宜検討期間（原則として 90 日を上限とします。以下「当社検討期間」といいます。）を定め、買付等の内容等の検討、買付者等の提示する経営計画・事業計画等の検討、代替案の検討等を行います。また、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとします。買付者等は、当社取締役会が、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、当社取締役会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲（原則として、30 日を上限とします。）内で、当社検討期間を延長することができるものとします。当社検討期間が延長された場合、当社取締役会は、延長される期間及び理由を速やかに情報開示するものとします。

② 外部専門家からの意見等の取得

当社取締役会は、当社取締役会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、外部のファイナンシャル・アドバイザー及び弁護士等の助言を必ず得るとともに、必要に応じて、公認会計士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言又は意見を得るものとします。

③ 当社取締役会による意見の提示

上記①の検討等の後、当社取締役会は、当社取締役会としての買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。また、代替案がある場合は当該代替案を含むものとします。以下同じとします。）をとりまとめ、株主の皆さまに対して提示いたします。

(e) 株主意思確認総会の招集／取締役会の決議

当社取締役会は、上記(d)に定めた手続に従い検討を行った結果、本新株予約権の無償割当てを実施しない旨決定した場合を除き、原則として、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆さまの意思を確認するものとします。但し、下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち、発動事由その1に該当する場合には、株主意思確認総会を招集せずに、取締役会において本新株予約権の無償割当ての実施についての決議をすることができるものとします。

当社取締役会は、株主意思確認総会の招集を決定した場合、実務上可能な限り速やかに株主意思確認総会を招集いたします。株主意思確認総会が開催された場合、当該株主意思確認総会において本新株予約権無償割当ての実施又は不実施等についての決定を行うものとします。

上記にもかかわらず、当社取締役会は、株主意思確認総会又は当社取締役会において一旦本新株予約権の無償割当ての実施の決定をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日（下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)に定義されます。）の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得することがあります。

- (i) 当該決定後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ii) 当該決定の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施すること若しくは行使を認めることが相当でない場合

上記のほか、当社取締役会は、買付等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがあると判断する場合に、株主総会を開催し、買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことができるものとします。

(f) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、買付者等により情報提供がなされたか否かに関する事実、当社検討期間が開始した事実、当社検討期間の延長が行われた事実、その期間及び理由、株主意思確認総会の招集を決定した事実を含みます。）、株主意思確認総会の決議の概要、当社取締役会の決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当すると認められる場合、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される株主意思確認総会の決議（但し、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される事由により株主意思確認総会を招集しない場合には、当社取締役会の決議）により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

以下の各号に定める要件のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 以下に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
- ① 株券等を買占め、その株券等について当社又は当社との関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得するなど、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原

資として流用する行為

- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高価資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、当社グループの従業員、顧客、取引先その他の当社グループに係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社グループの従業員、顧客、取引先等との関係や当社グループのブランド力を損なうこと等により、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主（以下「割当対象株主」といいます。）の皆さまに対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）

は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(i)の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者¹²、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者¹³、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者¹⁴（以下、(Ⅰ)な

¹² 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社株主総会又は当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。

¹³ 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社株主総会又は当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。

¹⁴ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され、若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

いし(VI)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、一定の例外事由¹⁵が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に従うことを条件として、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、すべての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものすべてを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものをすべて取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

¹⁵ 具体的には、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止若しくは撤回又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託して当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合(但し、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとし、)として当社取締役会が認めた割合(以下「非適格者株券等保有割合」といいます。)が、(i)当該買付等における非適格者株券等保有割合又は(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができること等が例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社株主総会又は当社取締役会が定めるものとします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行
本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他
上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本プランの更新手続

本プランの更新については、本定時株主総会において、当社定款第 18 条の規定に基づき、本プランに記載した条件に従った本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任する旨の議案について、株主の皆さまのご承認をいただくことを条件とします。

(6) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本定時株主総会の決議における、本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下「有効期間」といいます。）は、本定時株主総会終結後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において、本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等、本定時株主総会の決議による委任の趣旨に反しない場合には、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(7) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成 25 年 3 月 28 日現在施行されている規定

を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができますものとします。

3. 株主の皆さまへの影響

(1) 本プランの更新にあたって株主及び投資家の皆さまに与える影響

本プランの更新にあたっては、株主総会決議に基づき、本新株予約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を取締役会に対して委任していただいているに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆さまに直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆さまに与える影響

(i) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会又は当社株主総会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当対象株主の皆さまに対し、その有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆さまは、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込みの手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記2.(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載したとおり、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆さまは、株価の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

(ii) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆さまに対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、株主の皆さまご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言並びに当社株式の割当対象株主の皆さまの口座への振替に必要な情報を含む当社所定の書式によるものとします。）その他の必要書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆さま

においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出したうえ、原則として、本新株予約権 1 個当たり 1 円を下限とし、当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を所定の方法により払い込むことにより、1 個の本新株予約権につき原則として 1 株の当社株式が発行されることとなります。なお、非適格者による本新株予約権の行使に関しては、上記 3. (3)「本新株予約権の無償割当ての概要」(g)の趣旨に従って、別途当社が定めるところに従うものとします。

仮に、株主の皆さまが、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みを行わなければ、他の株主の皆さまによる本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

但し、当社は、下記(iii)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆さまから本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の取組を取った場合、非適格者以外の株主の皆さまは、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに当社株式等を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(iii) 当社による本新株予約権の取得の取組

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主の皆さまから本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆さまは、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1 個の本新株予約権につき原則として 1 株の当社株式を受領することとなります。但し、この場合、かかる株主の皆さまには、別途、当社株式の割当対象株主の皆さまの口座への振替に必要な情報をご提供いただくほか、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆さまに対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

四 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記二の取組み）について

上記二に記載した中期経営計画をはじめとする企業価値向上のための取組みやコーポ

レート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものであります。

したがって、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記三の取組み）について

(1) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものであります。

(2) 当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しています。

② 株主意思を重視するものであること

上記三 1. 「本プランの目的」にて記載したとおり、本プランは、当社株主総会において株主の皆さまのご承認が得られることにより更新されます。

また、上記三 2. (2) 「本プランの発動に係る手続」(e)にて記載したとおり、当社取締役会は、本プランの発動の是非についても、原則として株主総会において株主の皆さまの意思を確認することとしており、株主の皆さまの意思を重視しています。

加えて、上記三 2. (6) 「本プランの有効期間、廃止及び変更」にて記載したとおり、本プランには、有効期間を約 3 年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランに係る委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止さ

れることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆さまのご意向が反映されることとなっております。

③ 情報開示

当社取締役会の判断の概要については株主の皆さまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

④ 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記三 2. (2)「本プランの発動に係る手続」(e)及び上記三 2. (3)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑤ 第三者専門家の意見の取得

上記三 2. (2)「本プランの発動に係る手続」(d)②にて記載したとおり、当社取締役会は、本必要情報の収集及び本プランの発動等の運用に際して、外部の弁護士及びファイナンシャル・アドバイザーその他の専門家から助言又は意見を取得することとされており、当社取締役会による判断の公正さ・客観性が担保されるように工夫されています。

⑥ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記三 2. (6)「本プランの有効期間、廃止及び変更」にて記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

当社の大株主の状況

(平成 24 年 9 月 30 日現在)

株 主 名	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託口)	28,112	5.34
日本生命保険相互会社	17,253	3.27
株式会社池田泉州銀行	7,945	1.50
三井住友信託銀行株式会社	7,580	1.43
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,368	1.39
株式会社三井住友銀行	7,147	1.35
株式会社高島屋	5,035	0.95
株式会社紀陽銀行	5,005	0.95
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	4,920	0.93
株式会社大林組	4,541	0.86